

皆さんおはようございます。本定例会議もよろしくお願ひします。

説明に先立ちまして、本県、長浜市ご出身である坂口志文さんの、ノーベル生理学・医学賞の受賞決定について、申し上げます。

今回のご受賞は、坂口さんの研究に対する熱意、そして、これまでのたゆまぬ努力の積み重ねが結実した結果と、心からお喜び申し上げます。

滋賀の将来を担う子どもたちをはじめ、私たち県民の大きな励みと誇りであると同時に、免疫に関する病気やがんと闘う方々に夢と希望を与えるものであります。この最大級の慶事に対し、「健康しが」を推進する本県として、「滋賀県県民栄誉賞」の授与により、そのご功績を称えたいと考えているところです。

次に、琵琶湖を取り巻く環境について、2点申し上げます。

1点目は、琵琶湖の水位についてでございます。

琵琶湖の水位につきましては、今朝6時時点でマイナス63センチに達しております。今月25日には、国に対して水位低下抑制のための対応を要望したことございますが、近く、水位低下連絡調整会議を設置し、影響把握に努めていく予定です。

引き続き、水位低下の懸念がありますことから、県民や下流府県の皆様に対しまして、琵琶湖の水を大切に使っていただくよう様々な機会を通じて発信してまいりますとともに、国土交通省などの関係機関とも連携しながら対応に当たってまいります。

2点目は、琵琶湖の源である山に關し、クマについて申し上げます。

県内におけるクマの出没状況は、今月25日時点で112件と昨年の同時期

と比べ約7割となっております。東北地方を中心に出没・被害が相次ぐ中、法改正により、市町の判断で緊急銃猟が可能となったことなどを受けて、今月12日に、米原市において実地訓練が実施されるなど、市町とともに迅速かつ的確に対応できる態勢を整えているところです。

本県といたしましても、関係機関との連携のもと、各市町におけるクマ被害対策の実施体制の構築に向けて、今月14日に、国が取りまとめた「クマ被害対策パッケージ」を踏まえながら、クマに対応できる知識と技能を備えた人材の確保や、人とのすみ分けができる生息環境の整備に対し支援を行うなど、県民の皆様の安全・安心を確保してまいります。

それでは、11月定例会議の開会に当たりまして、提出いたしました諸案件の概要をご説明申し上げますとともに、当面する諸課題につきまして、所信を述べさせていただきます。

まず、国政と県政との関わりについて申し上げます。

国政においては、連立政権の枠組みが変わり、初の女性総理大臣による、高市内閣が発足したところです。

新内閣では、「経済あっての財政」を基本とし、「強い経済」を構築するため、「責任ある積極財政」の考えの下、戦略的に財政出動を行うとされておりますが、ガソリン・軽油へのいわゆる暫定税率廃止に伴い必要となる安定財源の確保、また上昇を続ける物価や、厳しい経営環境にある医療機関等への対応のほか、米国の関税措置対策など、山積する喫緊の課題への速やかな対応について、期待を寄せております。

こうした中、国におきましては、今月21日に、「『強い経済』を実現する総合経済対策」がとりまとめられ、3本の柱として「生活の安全保障・物価高への対応」「危機管理投資・成長投資による強い経済の実現」「防衛力と外交力の強化」が掲げられたところであり、本県といたしましても、こうした

国の対策に呼応して、必要な施策を検討し、迅速に実施できるよう、情報収集と準備を進めてまいります。

また、府県域を超えた官民連携の取組といったしまして、先月 23 日に「関西広域リージョン連携宣言」を、また、昨日 26 日には「中部広域リージョン連携宣言」を行いました。長く総務大臣を務められた高市総理大臣には、こうした地方の活力を高める取組への後押しにつきましても、大いに期待を寄せるところです。

全国知事会として、昨日も官邸にて高市総理との懇談をさせていただきましたが、国と地方両輪としての役割を果たしていけるよう、全国知事会副会長、国民運動本部長を仰せつかる知事として、また、県として必要かつ機動的な対応を行って参ります。

次に、感動が生まれ、みんなが輝いた国スポ・障スポ大会について申し上げます。

両大会の開催中、日本の真ん中に位置する本県に、全国から選手団や応援の方々など延べ 68 万人を超える皆様をお迎えし、スポーツが県内各地で輝きを放ち、大きな盛り上がりと感動を共有し、滋賀をスポーツで元気にすることができたのではないかと考えております。

両大会を無事かつ盛会にて終えることができましたのも、長年の準備にご苦労いただきました競技団体をはじめとする関係の皆様、多くの県民の皆様、そして歴代おつとめいただいた方々を含め、県議会議員の皆様の关心と御協力があって成したものであります。この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

大会では、様々な人々がスポーツに親しみ、また、様々な交流が生まれました。スポーツを「する」選手はもちろん、応援などスポーツを「みる」人、また、実施本部員やボランティア、高校生をはじめとする競技補助員などス

ポーツを「支える」人、それぞれの立場で、一人ひとりが輝き、大会を盛り上げていただいたと感じております。

とりわけ、本県選手団の活躍はめざましく、国スポでは、本県としては 44 年ぶり、開催県としては 4 大会ぶりとなる天皇杯、皇后杯を獲得、また、障スポでは、全ての競技に出場し、過去最高となる 174 個のメダルを獲得されました。改めて選手・関係者の皆様の両大会に向けた、たゆまぬ努力に敬意を表したいと存じます。

子どもたち含め、会場や中継等で応援していただいた方々のお力も大きかったと思います。本当にありがとうございました。県外開催としてご協力賜りました京都府、大阪府、兵庫県の皆様にも深く感謝いたします。

また、大会を通じた本県の魅力発信という点でも、開閉会式における県産食材をふんだんに盛り込んだ「おうみ彩り弁当」の提供をはじめ、各会場の「おもてな S H I G A エリア」や彦根駅前のおもてなしストリートにおける飲食や競技体験イベントなどを開催し、県内外からお越しいただいた多くの皆様をおもてなしすることができ、大いに魅力を P R できたと考えております。

そして、来年は青森県で両大会が開催されます。特に、「青の煌めき あおもり障スポ」に向けましては、本県職員や手話通訳者を派遣し、助け合いの輪とレガシーの継承に努めますとともに、大会の趣旨である障害のある人もない人も一緒にスポーツを楽しめるユニバーサルデザインの取組も広げてまいります。

今回の両大会を契機とした環境配慮や共生社会などの挑戦について、一過性に終わらせずのことなく、さらに広めていくこと、そして、大会で生まれた感動や有形無形の価値をレガシーとして、来年、本県を中心に近畿ブロックで開催する全国高等学校総合体育大会をはじめ未来へつなぎ、私が、あなたが、みんなが輝く「健康しが」を推進してまいります。

次に、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとし、広域連合長としてオール関西で盛り上げた大阪・関西万博について申し上げます。

約 2900 万の方々にご来場いただいた万博は、盛況のうちに 184 日間の会期を終え、先月 13 日に閉幕いたしました。万博の開幕に至るまでの準備から、この半年の間、運営を支えてくださった全ての関係者の皆様に敬意を表しますとともに、ご来場いただき、成功に向けた機運の醸成にご協力いただきました県議会議員の皆様方にも、この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。

関西パビリオンの「滋賀県ブース」は、連日多くの方で賑わい、約 40 万人にお越しいただきました。「滋賀県デイ」や「滋賀魅力体験ウィーク」をはじめとして、国内外からお越しいただいた皆様に本県の魅力を発信できしたことや、県内の子どもたちの招待などを通して、多くの県民の皆様に、世界の文化や知見、最先端の技術などの未来をリアルに体験いただけたことなど、万博をゲートウェイに、本県と世界がつながることができたと感じております。

こうした「多様でありながら一つである」ことを体現した今回の万博を通じて得た体験とつながりを、来年の安土城築城 450 年や大河ドラマ「豊臣兄弟！」の放送を契機とした観光キャンペーン「戦国ディスカバリー 滋賀・びわ湖」、そして、2 年後の「ワールドマスターズゲームズ」「デステイネーションキャンペーン」など今後の様々な取組に生かしてまいります。

次に、今月 7 日から 17 日にかけて歴訪いたしました中国およびブラジルとの交流について申し上げます。

中国・湖南省につきましては、今年は戦後 80 年という節目の年であり、戦没者のご遺族や高校生、大学生のほか、日片議長はじめ県議会議員の皆様なども含め 150 名を超える方々と訪問し、平和祈念行事を執り行うなど、

現地の皆様とともに、恒久平和への誓いを新たにいたしましたほか、省トップの瀋曉明湖南省委員会書記とも初めて会談し、産業や文化・スポーツなど幅広い分野で連携を深めていくことを確認いたしました。

また、日中合同による書道展の開催や、本県の高校生・大学生と湖南省の高校生との平和交流など、文化交流の可能性を強く感じるとともに、特に若い世代が、平和の大切さを伝え世界との架け橋となるべく、互いを理解し、学び合い、友情を深めることが、将来に渡る世界平和につながるものと確信したところでございます。

さらに、中国における製造業やメディア産業、また、日本でいうところのレベル4の自動運転の状況の観察も行ったところであります、経済連携の可能性についても、今後、探ってまいりたいと考えております。

続いて、姉妹県州協定締結45周年となるブラジル・リオグランデ・ド・スル州につきましては、こちらにも目片議長をはじめ8名の県議会議員の皆様や県内企業等経済関係者の皆様とともに、滋賀県知事としては25年ぶりに訪問し、エドゥアルド・レイテ州知事はじめ州政府やポルトアレグレ市、また、滋賀友の会など姉妹交流に関わる多くの皆様から温かい歓迎をいただきました。

レイテ州知事との共同宣言のほか、本県から1983年に寄贈した「滋賀公園」での記念行事や「日本祭り」などを通じて、これまで築き上げてきた友好の絆をさらに発展させるとともに、治水や砂防に関する知見の共有など、今後の交流に向けた未来志向の対話を重ねることができました。

さらに、サンパウロ市におきましては、ブラジル滋賀県人会の皆様とふれあい、遠い故郷・滋賀とのつながりを大切にしてくださる想いに胸を熱くしたところです。また、市中心部のジャパンハウスにおきまして、琵琶湖保全の取組や世界湖沼の日の意義を発信いたしますとともに、地酒をはじめとする本県の魅力を体感いただくななど、様々な分野における連携・交流の活性

化につながる取組を行ったところでございます。

こうしたかけがえのない両県省・両県州の交流が、この先、50年、100年と続き、平和や友好の礎となるよう、今後、取組を深めてまいります。

次に、よりよい暮らしの実現に向け、現在、策定を進めている「滋賀地域交通計画」について申し上げます。

財源の選択肢の一つである「新たな税」のあり方につきましては、先月20日に、税制審議会から「施策とその費用負担について具体的な姿を提示できるよう検討を進めるべき」などの答申をいただきました。これを受け、昨日26日に、「みんなの移動を支え、暮らしを豊かにする新たな税のふさわしい制度」について、審議会に諮問し、議論いただいているところです。

また、来月13日には、「滋賀地域交通計画」の策定状況のご説明とともに、本県が目指す暮らしの実現に向けた「具体的な施策」と、その実施に必要となる「財源」について、県民の皆さんと対話し、ともに議論を深めるため、滋賀の地域交通フォーラム「未来アイデア会議」を開催することとしており、将来の滋賀でのよりよい暮らしをつくる地域交通をみんなで築いてまいりたいと考えております。

次に、昨年度から今後の経営のあり方を検討しております造林公社について、申し上げます。

航空レーザ計測による森林解析の結果で明らかとなりました公社林の生育状況などを契機といたしまして、以降約1年間にわたり、外部有識者による分収造林事業のあり方検討を行ってまいりました。

先月7日には、分収造林事業あり方検討会のとりまとめ結果が公表され、また、今月13日の森林審議会におきましても公社の公益的役割について答申案がとりまとめられました。いずれも、分収造林事業の中長期的収束を図

ることや、将来的には公社を解散することなど、抜本的な見直しに向けた提言がなされたところです。

こうした外部有識者からの検討結果を踏まえ、公社造林のレガシーを継承するとともに、琵琶湖・淀川流域の水を守るという使命を今後も適切に果たしていくため、新たな時代にふさわしい森林政策に転換していくことが必要と考えております。今後、県議会の皆様とも議論を深めながら、公社と分取造林契約を締結する契約者のご意向を確認しつつ、関係市町や林業事業者との協議を進め、今年度末を目途に、県としての方針をとりまとめてまいります。

それでは、提出いたしました案件について、御説明申し上げます。

まず、予算案件でございます。

議第 153 号は、一般会計の補正予算案でございまして、

看護人材の確保・定着に向けた取組を充実させるため、地域医療介護総合確保基金への積立のほか、「幻の安土城」復元・体感アプリの機能拡充等のため、32億610万1千円の増額補正を行うとともに、保育を支える人材不足の解消に向けて、来年度から、地域限定保育士試験を実施するため1040万円を追加するなど、債務負担行為の補正を行おうとするものでございます。

議第 154 号は、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の補正予算案でございまして、貸付システム再構築に係る債務負担行為の補正を行おうとするもの、

議第 155 号は、モーターボート競走事業会計の補正予算案でございまして、発売払戻体制の強化等のための増額補正を行おうとするもの、

議第 188 号から議第 195 号までは、一般会計、特別会計および企業会計の補正予算案でございまして、それぞれ人事委員会の職員の給与等に関する勧告を踏まえ、増額補正を行おうとするものでございます。

次に、条例案件でございます。

議第 156 号および議第 164 号は、滋賀県モーター ボート競走事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、議第 156 号は条例の制定を、議第 164 号は条例の改正を行おうとするものでございますほか、

議第 157 号は、児童福祉法の一部改正等に伴い、新たな事務に係る手数料の追加等を行うため、

議第 158 号は、住民基本台帳法の一部改正に伴い、重複する規定の削除を行うため、

議第 159 号は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正等に伴い、必要な規定の整備を行うため、

議第 160 号は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、

議第 161 号は、道路法等の一部改正により、脱炭素化施設等に係る道路占用料の額について、指定区間内的一般国道について定められたことに伴い、県道についてもこれに準じて定めるため、

議第 162 号は、既存不適格建築物に関する制限の合理化等を行うため、

議第 163 号は、滋賀県水道用水供給事業が供給する水道用水の使用料金について、その料率を改定するため、

議第 196 号から議第 198 号までは、特別職の期末手当の支給割合、知事部局等の職員および公立学校職員の給料月額ならびに期末手当および勤勉手当の支給割合等について、それぞれ改定を行うとともに、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正等に伴い教員の処遇の改善等を行うため、

それぞれ条例の改正を行おうとするものでございます。

次に、その他の案件でございます。

議第 165 号および議第 166 号は、契約の締結について、

議第 167 号は、契約の変更について、

議第 168 号から議第 186 号までは、指定管理者の指定について、

議第 187 号は、令和 8 年度において発売する当せん金付証票の発売総額について、

それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。